

# 食の安全・安心確保交付金 のうち養殖衛生管理体制の整備（継続）

2,314（2,345）百万円の内数

## 対策のポイント

養殖魚介類の衛生管理を推進するため、生産段階にある養殖業者に等に対し、水産用医薬品等の適正な使用、伝染性疾患のまん延防止の指導、普及・啓発を図り安全・安心な養殖水産物の生産・供給体制の確保を図ります。

## （伝染性疾患とは）

魚介類の伝染病のうち、魚介類に蔓延した場合に重大な損害を与えるおそれがあるものとしてコイ科魚類の2疾患、サケ科魚類の4疾患、エビ類の5疾患が特定疾患として指定されています。これらの発生があった場合には焼却処分や移動制限によるまん延防止措置の対象となります。

また、この特定疾患以外にもアユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリなどの疾患が多数存在しております。

## 政策目標

国内養殖場における伝染病の発生予防及びまん延防止。

## <内容>

### 1. 事業内容

#### ① 総合推進会議の開催等

全国的及び地域的な会議の開催等により、養殖衛生管理対策を総合的に推進します。

#### ② 養殖衛生管理指導

養殖管理・水産医薬品等の適正指導、養殖衛生管理技術の普及・啓発を行います。

#### ③ 養殖場の調査・監視

水産用医薬品残留検査等を行います。

#### ④ 養殖衛生管理機器の整備

養殖衛生対策のために必要な診断機器等の整備を行います。

#### ⑤ 疾患の発生予防・まん延防止

魚病の発生・伝播の防止、魚病被害の軽減を図るため、疾患の監視、特定疾患まん延防止措置等を行います。

2. 事業実施主体 都道府県

3. 交付率 定額（1/2、⑤の特定疾患まん延防止措置は10/10）

4. 事業実施期間 平成17年度～21年度

【担当課：消費・安全局畜水産安全管理課 03-6744-2105】